

常務理事会

(第59事業年度・第8回

2024年11月12日常務理事会)

主な議事内容は次のとおりです。

I 審議事項

1. 業種別委員会からの答申『監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」の改正を受けた業種別委員会実務指針の改正』及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」に関する件

2023年1月12日に改正された監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」の公表に伴い、2024年2月8日付で監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」が改正されたことを受け、業種別委員会実務指針第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例」、同実務指針第33号「信用金庫等における監査報告書の文例」、同実務指針第35号「農業信用保証保険法による農業信用基金協会の監査に当たっての監査上の取扱い及び監査報告書の文例」及び同実務指針第70号「特定複合観光施設区域整備法に基づく監査に関する実務指針」を改正する旨の提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

2. 業種別委員会からの答申『業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」の改正について』及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」に関する件

投資信託の基準価額の算出について、2024年6月7日に投資信託協会から「投資信託の基準価額の受託者一者計算を行う際の考え方」が公表されたことを受け、業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」を改正する旨の提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

果、提案どおり承認された。

II 報告事項

1. 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（第4回）」の報告に関する件

2024年10月10日に開催された金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（第4回）」について、サステナビリティ開示基準の導入における論点及び保証制度の方向性に関して会議を行った旨の報告があった。

このほかの主な審議事項は次のとおりです。

○監査・保証基準委員会からの答申『監査基準報告書701研究文書「監査上の主要な検討事項」における監査人の主要な見解等の記載に係る海外事例の調査レポート（研究文書）」』に関する件

○中小事務所等施策調査会からの答申『中小事務所等施策調査会研究報告第7号「監査役等への品質管理レビューの結果等の説明文書の様式例」の改正』に関する件

○会計制度委員会からの答申『IASB公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に対する意見』に関する件

○会計制度委員会からの答申『移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」に対する意見』に関する件

○公会計委員会からの答申『IFAC-国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案

第90号「IPSAS第46号「測定」の適用によるIPSASの修正』に対するコメント』に関する件

○公会計委員会からの答申『IFAC-国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第91号「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂（IPSAS第33号の修正）」に対するコメント』に関する件

理事会

(第59事業年度・第8回

2024年11月13日理事会)

主な議事内容は次のとおりです。

I 会長報告

茂木会長から、以下の項目について会則第165条に基づく報告があり協議を行った。

- ①会長動静
- ②令和6年（2024年）秋の叙勲・褒章
- ③2024年11月1日になされた公認会計士・監査審査会による監査法人に対する行政処分勧告
- ④2024年11月5日から7日のIFAC Council Meeting（パリ開催）関連の会長動静
- ⑤2024年12月10日に開催予定のJICPAカンファレンス2024

II 審議事項

1. 第24回役員選挙に係る投票期限、選挙区及びその定数に関する件

第24回役員選挙に係る投票期限を2025年2月12日（水）、選挙区及び定数については、選挙役員の総定数を63人とし、選挙区ごとの会員数占有割合を定数配分の基本

とすること、及び各地域会から地域会
会長以外に最低1人の選挙役員が選出
されるよう措置する旨の提案があり、
審議の結果、提案どおり承認された。

Ⅲ 報告事項

1. 倫理委員会の開催に関する件

2024年10月30日に開催された倫理委
員会について、タックス・プランニング
に関する倫理規則改正公開草案、IESBA
9月会議報告及び会員からの職業倫理
相談状況に関して会議を行った旨の報
告があった。

2. 「私立学校振興助成法に基づく公 認会計士又は監査法人による都道 府県知事を所轄庁とする学校法人 の監査に当たっての留意事項」に関 する件

2024年9月30日に文部科学省から告
示及び通知が発出されたことを受け、
各都道府県において助成法監査に係る
監査事項の指定が見直されることが想
定されるため、2025年度の助成法監査
の実施に当たり、各都道府県が指定す
る監査事項の具体的内容について留意
を促すべく、「私立学校振興助成法に
基づく公認会計士又は監査法人による
都道府県知事を所轄庁とする学校法人
の監査に当たっての留意事項」を公表
する旨の報告があった。

このほかの主な報告事項は次のとお
りです。

○倫理委員会有識者懇談会の開催に関
する件

○第60事業年度事業計画策定及び予算
編成に係る基本方針に関する件

以 上

(総務本部長 千葉正起)